



発行 新潟県

号外 2

令和3年10月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 79 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(選挙管理委員会)
80 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第79号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

第1区選挙区	25,623,700円
第2区選挙区	25,627,200円
第3区選挙区	23,578,800円
第4区選挙区	23,717,600円
第5区選挙区	23,231,600円
第6区選挙区	25,397,600円

◎新潟県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
37,569
- 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
334,801
- 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
新潟市北区 20,613
新潟市東区 38,322
新潟市中央区 49,656

新潟市江南区	19,124
新潟市秋葉区	21,549
新潟市南区	12,482
新潟市西区	43,914
新潟市西蒲区	15,957
長岡市三島郡	76,100
上越市	53,084
三条市	27,103
柏崎市刈羽郡	24,438
新発田市北蒲原郡	30,955
小千谷市	9,791
加茂市南蒲原郡	10,897
十日町市中魚沼郡	17,220
見附市	11,327
村上市岩船郡	18,421
燕市西蒲原郡	24,558
糸魚川市	11,836
妙高市	8,917
五泉市東蒲原郡	17,053
阿賀野市	11,764
佐渡市	15,279
魚沼市	9,990
南魚沼市南魚沼郡	17,684
胎内市	8,112